

霧島市施設特定型ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集目的

本市の保有する公共施設等（以下「施設」という。）の名称に、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を導入することにより、施設の長期的、継続的な基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力的向上により市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2. 募集する対象施設

- (1) 施設名称：霧島市多目的ホール
- (2) 所在地：霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
- (3) 施設概要：利用用途 講演会、発表会、映画上映など
最大客席数 300～400 席（会場レイアウトによる）
設備等 可動式舞台・座席、映像装置

ホームページアドレス：<https://www.city-kirishima.jp/soumu/shisetsu/kyoiku/030.html>

3. ネーミングライツ・パートナーの特典等（スポンサーメリット）

- (1) 愛称案
施設に対して、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付けることができます。
- (2) 看板等の設置
施設内に愛称の看板等を設置することができます。
- (3) 愛称の広報・普及
施設の愛称を本市のパンフレット等の印刷物やホームページ等で周知し、広く普及、定着に努めます。
- (4) ネーミングライツ・パートナーからの提案（愛称以外の提案）
ネーミングライツ・パートナーから愛称以外の提案で施設の魅力向上ができれば、本市、事業者及び地域のイメージアップにつながります。

4. 愛称命名の条件

- (1) 施設にふさわしい愛称とし、わかりやすく市民に親しまれるものとします。
- (2) 応募する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となる恐れがある場合には、その愛称について協議する場合があります。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。
ただし、やむを得ない場合により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツ・パートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。
- (4) 愛称使用における具体的な条件
 - ① 施設の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること。
 - ② 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けないこと。
 - ③ 霧島市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと。
 - ④ 指定管理者制度導入施設については、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性があるものと認められるものでないこと。
 - ⑤ 以下のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
 - ア 法令等に違反するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ウ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - オ 政治性又は宗教性のあるもの
 - カ 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
 - キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - ク その他愛称として適当でないものと認められるもの
 - ⑥ 当該施設は、国分シビックセンター内に設置されているため、最低1年間は愛称の後部

に「(国分シビックセンター多目的ホール)」を入れること。

(例) ○○○○ホール (国分シビックセンター多目的ホール)

(5) ネーミングライツ・パートナーからの提案 (愛称以外の提案)

愛称の命名とは別に、役務の提供に関する提案などネーミングライツ・パートナーからの提案がある場合は、対象施設の魅力向上に関するものとします。

5. 愛称の使用期間

5年以上とします。なお、使用期間の最終日は最終年度末とします。

6. 命名権料

希望命名権料：年額110万円以上 (消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、年額110万円未満を希望する場合も申込みは可能です。提案のあった愛称の使用期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者を決定します。

7. 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担については、原則として次の表のとおりとします。

ただし、本市の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツ・パートナーが負担することを妨げるものではありません。

なお、原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

区 分	費 用 負 担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更 ※1		○
愛称の使用期間終了後の現状回復		○
パンフレット等の印刷物や本市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 新規の看板等の設置は、設置の可否について本市や関係機関等と協議の上、決定します。

※2 本市で発行している印刷物の変更時期については、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ決定します。

8. ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いについては、年度毎に本市が発行する納入通知書により納入するものとします。ただし、1年目の期間が12月に満たない場合は、1月当りの額 (この場合に千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額) を算出し、納入通知書により納入するものとします。なお、支払いは一括とし、分割して支払うことはできません。

また、感染症、自然災害及び改修工事など市が施設の利用を制限し、施設を閉鎖する場合があっても、ネーミングライツ料は原則、返還しないものとします。

9. 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者等が応募することができます。

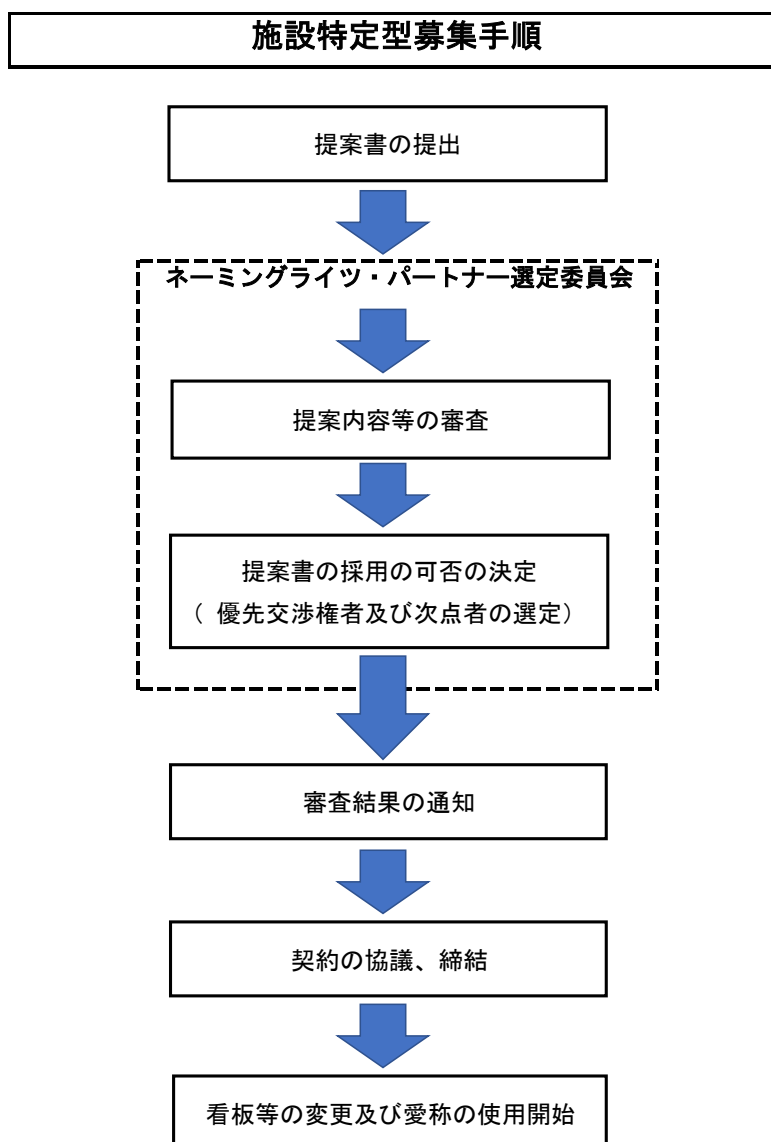
ただし、以下の事項に該当する場合は、応募する資格はありません。

- ① 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) により規制を受ける業種その他これに類するもの
- ③ 貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第2条に規定する貸金業に係るもの
- ④ ギャンブルに係るもの
- ⑤ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 又は会社更生法 (平成14年法律第154号) による再生手続又は更生手続中の事業者
- ⑥ 本市から指名停止措置を受けている事業者
- ⑦ 国税、地方税等に未納があるもの

- ⑧ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しているもの
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑩ 霧島市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、その他反社会的団体の構成員がその活動のため利用するもの
- ⑪ その他市のネーミングライツ・パートナーとして不適切と認められるもの

10. 募集方法等

提案型の募集手順は次のとおりです。



11. 提案書の提出

(1) 提案書の提出

提案の申込に当たっては、次の書類を「(5)提案書の受付場所」へ提出してください。
なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（様式2）
- ② ネーミングライツ・パートナーの概要調書（様式3）
- ③ 誓約書（様式4）
- ④ 添付書類（原則A4版）
 - ア ネーミングライツ・パートナーの約款又はこれらに類する書類
 - イ ネーミングライツ・パートナーの申込日の前に作成した直近の決算書類
 - ウ ネーミングライツ・パートナーの登記簿謄本
 - エ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなどネーミングライツ・パートナーの概要が分かるもの
 - オ ネーミングライツ・パートナーの霧島市税等の滞納がないことの証明書
 - カ 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）
 - キ 変更又は新設したい看板等の設置位置、デザイン等（任意様式）

※3 ア、イ及びオについては、申込日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 提案書の受付期間

令和4年8月9日（火）から令和4年10月28日（金）まで

(3) 受付時間

午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分を除く。）
ただし、土日祝日を除きます。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

持参又は郵送してください（FAX、メール不可）。なお、郵送の場合は、受付期限最終日の当日消印有効とします。

※4 申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。

(5) 提案書の受付場所

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市 総務部 財産管理課 財産活用グループ

12. 選定方法

提出された提案書類を基に、ネーミングライツ・パートナー選定委員会において、応募者が複数である場合は、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、1者である場合にあっては優先交渉権者に係る審査を行い、選定します。

なお、審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、優先交渉権者（次順位者も含む。）を決定しないことがあります。

(1) 審査項目

ネーミングライツ・パートナー選定委員会が次の審査項目に沿って、提出された書類を基に内容等について、総合的に審査を行います。

		審査項目
非価格 要素点	経営状況の健全性	流動比率
		固定比率
		総資本経常利益率
	地域や社会への貢献度	本市内の本社・本店、支店・営業所等
		地域貢献の内容
	愛称	当該施設へのふさわしさ
		市民への親しみやすさ
		愛称の呼びやすさ
	愛称以外の提案	施設の魅力向上に関する提案
		同上提案の実現可能性
役務の提供に関する提案		
愛称の契約期間	契約期間の提案	
価格 要素点	提案額	ネーミングライツ料（年額）

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、本市ホームページで優先交渉権者及び次点者等を公表します。

13. 契約の締結

選定結果を受けて、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行い、協議が整えばネーミングライツ・パートナーとして契約を締結します。

優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と契約締結について協議を行います。

14. 契約の解除

契約締結後でも、応募資格の要件を満たさないことが判明した場合や、法令等に違反し、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この処分を行う場合は、可能な限り事前にネーミングライツ・パートナーから事情聴取を行い、霧島市ネーミングライツ・パートナー審査委員会による審議を経て、処分を決定するものとします。ただし、違反が重大で、かつ、緊急性がある場合は、この限りではないものとします。

その場合には、既納のネーミングライツ料は返還しないものとします。

既に看板等の設置を済ませている場合や施設表示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

15. 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、原則として優先的に交渉できるものとします。

16. リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツ・パートナーの施工が原因で看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議

の上、リスク負担を決定します。

17. その他

(1) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び本市との間で協議することとします。

(2) 情報の取扱

- ① 契約に至らなかった応募・提案については、公表は行いません。
- ② 応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。